

税務顧問契約書

個人事業主向け

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の事業に係る税務の委嘱について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委嘱業務）

甲は、乙に対し、次の業務を委嘱し、乙はこれを受任する。

- 所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税に係る税務代理及び税務書類の作成
- 前号の税目に関する税務相談
- 甲が作成した会計帳簿の確認及び記帳に関する助言

2 次の業務は本業務に含まない。甲が希望するときは、その都度協議のうえ別途受任する。

- 記帳代行、給与計算及び年末調整
- 相続税・贈与税の申告、譲渡所得に係る申告
- 補助金・助成金の申請支援、融資に係る資料の作成支援

第2条（甲の協力）

甲は、本業務に必要な帳簿、領収書、請求書、通帳の記録その他の資料を、正確かつ完全に、遅滞なく乙に提供する。

2 甲は、確定申告に係る資料を、翌年〇月〇〇日までに乙に提供する。

第3条（乙の義務）

乙は、税理士法その他の法令を遵守して本業務を処理し、不正に租税の賦課又は徴収を免れるための相談及び指導には応じない。

2 乙は、税理士法第38条の定めるところにより、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は窃用しない。本契約の終了後も同様とする。

第4条（報酬）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として、次の金額（消費税及び地方消費税を除く。）を支払う。

- 月額顧問報酬 金 円
- 確定申告に係る報酬 金 円

2 甲は、前項第1号の報酬を毎月末日限り、同項第2号の報酬を申告書提出の日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3 第1条第2項の業務に係る報酬は、その都度、乙の見積りにより甲乙が合意して定める。

第5条（免責）

乙は、甲が資料を提供せず、若しくは提供を遅滞したこと、又は資料の内容が真実に反していたことにより生じた損害について、責任を負わない。

第6条（損害賠償の上限）

乙が本業務の処理につき甲に与えた損害の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった行為の時から遡って〇年間に甲が乙に支払った報酬の総額を上限とする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第8条（解約）

甲又は乙は、解約しようとする日の〇か月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、本契約を解約することができる。

2 本契約が終了したときは、乙は、預かった資料を遅滞なく甲に返還する。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、これらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、確約する。相手方がこれに違反したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第10条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項は、甲乙誠実に協議して解決する。本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

屋号

氏名

印

乙

住所

名称

氏名

印